4　活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理

①　地域の活力を支える物流、産業空間の形成

港湾は、海上交通と陸上交通の結節点であり、また大規模用地の確保が比較的容易であるという特性を有している。

この特性を活かし、地震・津波等の災害に強い効率的で高度な物流空間や国内外からの産業立地や設備投資を促進するための産業空間を形成する。

また、ＩＣＴを活用した流通関連産業、循環型社会形成のためのリサイクル関連産業、地域の資源を活かした観光産業等、多様な産業が展開する空間を提供する。

さらに、臨海部は内陸部よりも大型資材の搬出入が比較的容易であること等の特徴を活かした海洋開発の支援基地等、港湾に寄せられる新たな要請に対しても適切に対応する。

②　美しく・文化性に富んだ親しまれる港湾空間の形成

港湾の持つ歴史的・文化的資源、美しい港湾景観といった地域の個性としての港湾の資産を最大限に活かすとともに、交流機能の向上や市街地との調和を図りつつ、市民、ＮＰＯ等の主体的な参画も得て、美しく、利用しやすく、活力があり、働きやすく、親しまれる港湾空間を形成する。

このため、海の自然やみなとの魅力に触れ合い、快適に利用できる親水緑地・広場、海浜等の整備や海水浴、ビーチスポーツ等の活動の場の提供等によりみなとへのパブリックアクセスを向上させる。

また、地域の自然・歴史・文化等と人々の生活、経済活動等との調和に配慮しつつ、人々の心がなごむ良好な港湾景観を総合的かつ計画的に形成する。その際、人と貨物の動線の分離に十分配慮する。

さらに、みなとと市街地との交通の利便性の向上のため、道路網等と効果的に結ばれた臨港交通施設や旅客施設を整備する。

これらの施設整備等に当たっては、分かりやすい案内標識の設置も含め、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れて、誰もが安心して利用できるように努める。

③　観光や海洋性レクリエーションを核とした交流空間の形成

観光による地域の活性化や人々の交流を支えるフェリー、旅客船、クルーズ船等の多様な要請に対応した、快適で利便性の高い交流空間を形成する。このため、地域の特性に配慮した旅客ターミナル施設や交流施設を整備する。また、まちづくりと一体となって、水際線を有する魅力ある空間を形成する。さらに、運河等を活用して水上ネットワークを活性化するとともに、地域の観光資源等を活用した水辺の賑わい空間を創出する。

また、観光立国の推進、中国等からの訪日旅行者の増加に向けて、外国クルーズ船の日本寄港を促進するため、ポートセールス活動や旅客の利便性確保などに関係機関と連携して取り組む。

さらに、プレジャーボート等による海洋性レクリエーション活動を支え、地域の交流拠点ともなる小型船舶の係留・保管施設や海洋教育のための施設の整備を進めるとともに、マリーナ等を拠点とする安全なクルージングネットワークを形成するための情報提供等について、関係者と連携して取り組む。

加えて、市町村やＮＰＯ等の市民団体による地域の特色を活かしたみなとまちづくりを支援するとともに、海水浴、ビーチスポーツ等の多様な活動を通じ海浜の有効活用を図る。

④　健全な都市活動への貢献

内陸部での立地が困難な機能については、地域における適切な規模・配置を前提として、港湾活動や周辺の土地利用との整合を図りつつ、関係機関と連携してその機能の一部を港湾に受け入れることにより、健全な都市活動に貢献する。

特に、都市活動等に伴い発生する廃棄物については、発生の抑制、減量化、減容化、再利用等の努力を前提としてもなお内陸部の最終処分場が逼迫する場合には、港湾の機能との整合を図り、造成後の用地需要等を勘案して、関係機関と連携し、港湾においても適切に対応する。

⑤　港湾空間の再編

産業・貿易構造や荷役形態の変化に伴い利用者ニーズに合わなくなった施設や低・未利用地については、海陸交通の結節点であり、水際線を有するという臨海部の特性を活用した空間として再編を進める。その際、関係者と連携しつつ、都市の再生にも資するように、周辺の土地利用との調和や市街地との機能面での連携に努めるとともに、地震・津波等の災害からの防護、景観等良好な港湾環境の形成に配慮する。

⑥　港湾空間の適正な管理

船舶の航行や停泊、海洋性レクリエーション活動や漁業活動等、多様な活動が滞りなく安全に行われるように港湾区域を適正に管理する。特に、小型船舶の放置を規制するとともに、適切に収容できるように必要な施設の確保に努める。また、港湾の開発、利用上支障となっている沈廃船の処理や放置座礁船の撤去を進める。さらに、防波堤の釣り利用等の多様なニーズを踏まえ、安全性の確保に努めた上で、港湾施設の有効利用の観点から適正な管理への取組を進める。

また、安全かつ適正な水域利用のための情報提供について、関係者と連携し取り組む。さらに、港湾を適正に管理・運営し、港湾における諸活動が円滑・安全に、かつ、他の機能と調和を持って行われるように、利用形態に配慮しつつ港湾の多様な機能を適切に配置するとともに、臨港地区を適切に定める等の取組を行う。

⑦　将来の情勢変化への対応

将来の情勢変化に柔軟に対応できるように、港湾計画の策定に当たって適切な配慮を行う。また、港湾機能上必要な用地の計画的な確保に努めるとともに、貴重な港湾空間の有効活用のため、土地の効率的かつ弾力的な利用に努める。

5　新たな海洋立国の実現に向けた海洋政策の推進

新たな海洋立国の実現に向けて海洋政策を戦略的に推進していくため、海洋基本法に基づく海洋基本計画が策定されたことを受け、港湾においては、計画の目標の実現に向けて、海上輸送の確保、海洋の安全の確保、海洋環境の保全、離島の保全等総合的な施策を積極的に推進する。

また、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の施行を受け、海洋資源の開発・利用、海洋調査等に関する活動を支援するため、特定離島に指定された南鳥島及び沖ノ鳥島の特定離島港湾施設の整備を図るとともに、排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、港湾内に指定された低潮線保全区域における低潮線の保全を推進する。

6　ストック型社会に対応した効率的・効果的な事業の実施

⑴　効率的・効果的な事業の実施

①　総合的な施策の推進

港湾の開発に当たっては、他の計画や事業等と連携しつつ、総合的に施策を進める。また、多様なサービスの提供が図られるように、公共事業と民間事業を適切に組み合わせた事業の実施や、民間の投資が円滑に行われる環境づくりを進める。

②　投資の効率化

港湾の開発に当たっては、地域の要請や貨物需要の動向等を的確に把握し、港湾相互間の機能分担や施設の拠点化を進める等効率的な施設整備を行う。また、投資効果の早期発現のための段階的供用、施設の性能規定化等による建設費用の縮減等を進める。

さらに、国と港湾管理者が連携しつつ港湾の統合を進め、効率的・効果的な港湾の整備、管理、運営を目指す。

③　透明性の向上

港湾の開発等について、広く理解を得られるように、港湾の役割や開発の目的・効果等について明らかにするとともに、国民に対して説明責任を果たす。このうち、事業の実施に当たって、費用対効果分析をはじめ事業の事前・事後評価等を実施し、その評価結果について公表する等、透明性を向上させる。